

松本市
誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業
実施計画

令和5年3月

目次

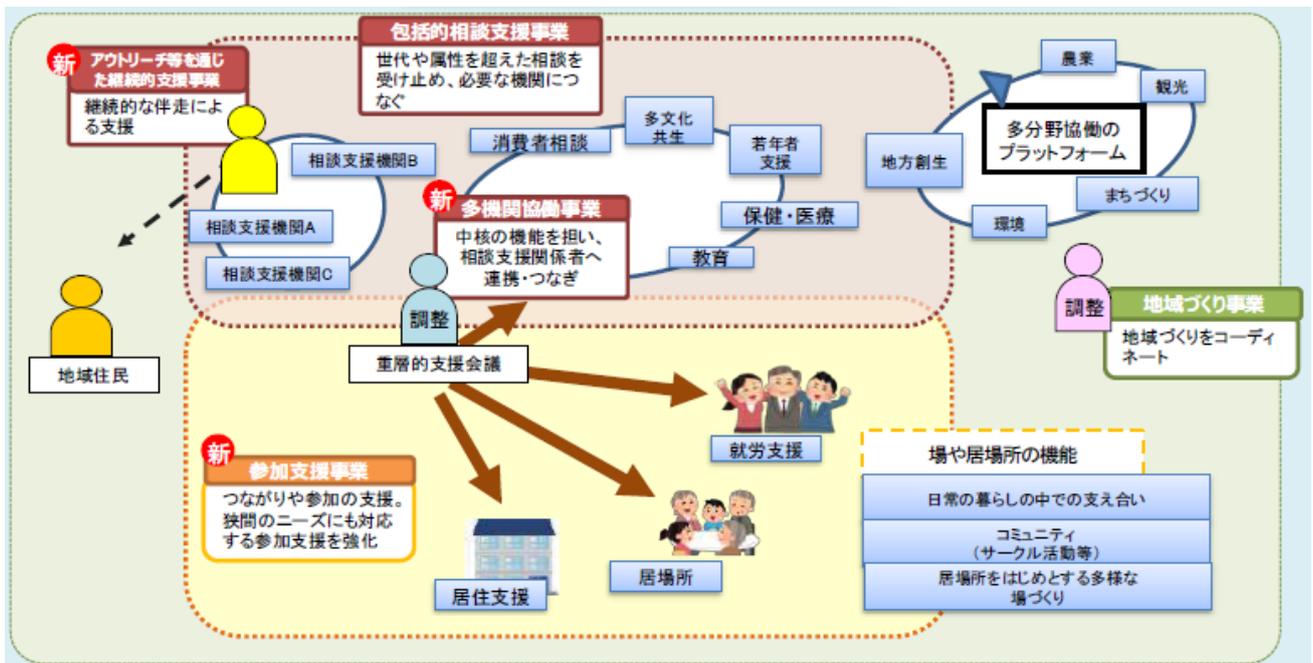
1	はじめに.....	2
2	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画について ...	3
	(1) 計画の位置付け.....	3
	(2) 計画期間.....	3
	(3) 評価・検証.....	3
3	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業の実施内容	4
	I 個々の課題にチームで伴走支援.....	5
	(1) 35地区を単位とした初期相談体制の強化.....	5
	(2) 既存分野がチームで対応.....	5
	(3) 必要な支援が届いていない人への伴走支援の強化.....	5
	II 狭間の課題などを全世代型個別支援.....	6
	(1) 伴走型支援会議（重層的支援会議）	6
	(2) 全世代型個別支援会議（支援会議）	6
	III 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援.....	7
	(1) 公的支援と地域のインフォーマルな支援との組合せ.....	7
	(2) フォローアップ.....	7
	(3) 誰もが参加でき、交流できる場づくりの支援.....	8
4	計画期間中の主な取組み.....	9
5	計画期間中の主な検討事項.....	9
6	事業実施機関等.....	10

1 はじめに

人口減少及び少子高齢化による支え合い機能の脆弱化、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月から始まりました。

この事業は、複雑化・複合化した課題及び制度の狭間にある地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

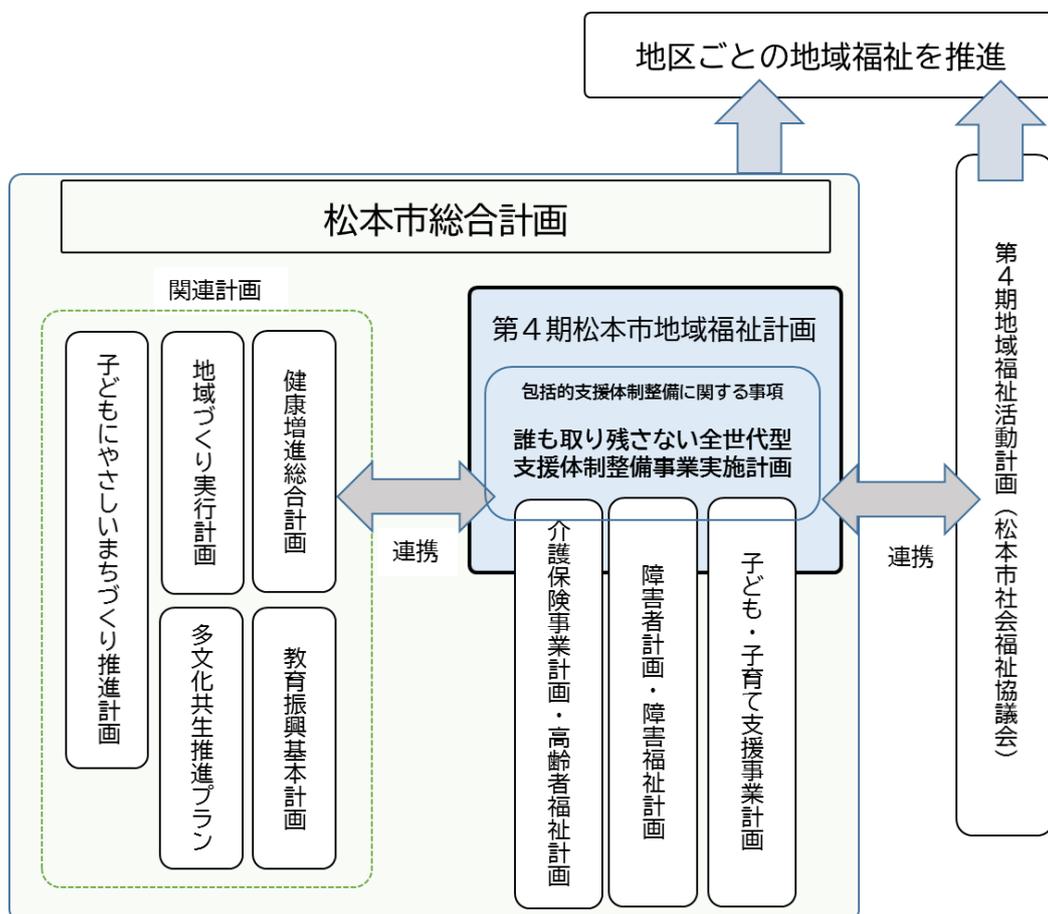
本市では、この事業を実施するに当たり、総合相談窓口等を新たに設置するのではなく、庁内関係部署、関係機関等が、既存の取組みを活用して連携体制を強化することにより「誰も取り残さない全世代型支援体制」を構築し、第4期松本市地域福祉計画に目標として掲げる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めるものです。



2 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画について

(1) 計画の位置付け

本計画は、包括的な支援体制の構築を目指す第4期松本市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）に包含される事業実施計画として位置付け、次期松本市地域福祉計画策定の際には、両計画を一体的に策定するものとします。



(2) 計画期間

第4期松本市地域福祉計画の計画期間（～令和7年度）を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。

(3) 評価・検証

第4期松本市地域福祉計画と同様、松本市社会福祉審議会において進捗状況、方向性等について意見を聴きながら評価・検証を行います。

また、個々の事業については、PDCAサイクルによる自己点検を行いながら評価・検証を行います。

3 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業の実施内容

(1) 地域包括ケアシステムの仕組みを活用

高齢者分野で培った医療、介護、住まい等、在宅生活を可能にする包括的支援体制の仕組みを活用します。

(2) 3つの支援を一体的に実施

それぞれの支援が相互に重なり合いながら、組織全体がチームとして本人及びその世帯に寄り添った伴走支援を実施するため、次の3つの支援を一体的に実施します。

I 個々の課題にチームで伴走支援

II 狭間の課題などを全世代型個別支援

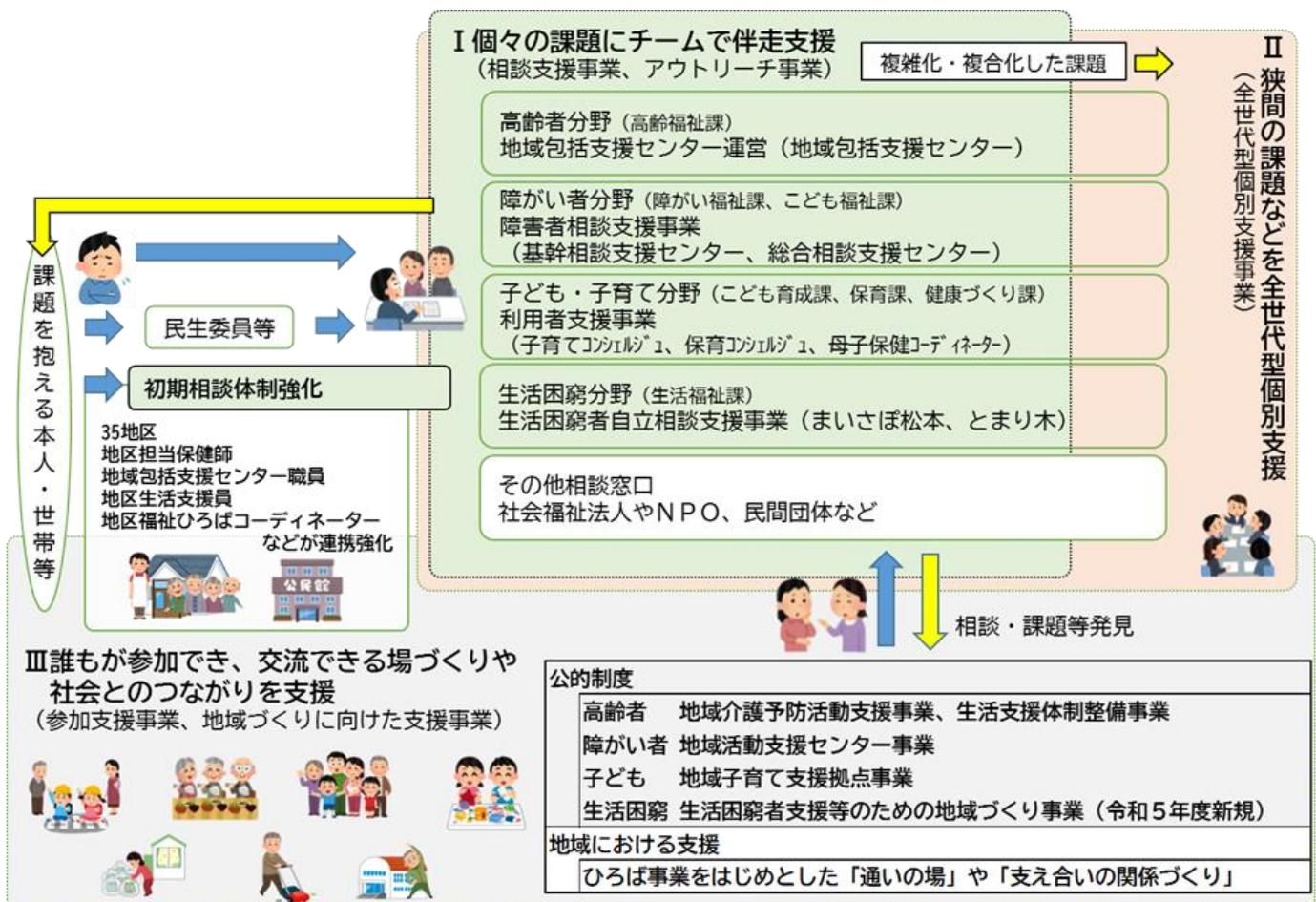
III 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

◎【属性や世代の層が重なる支援】

属性や世代、分野に関わらず、包括的に相談を受け止められる体制による支援

◎【事業の層が重なる支援】

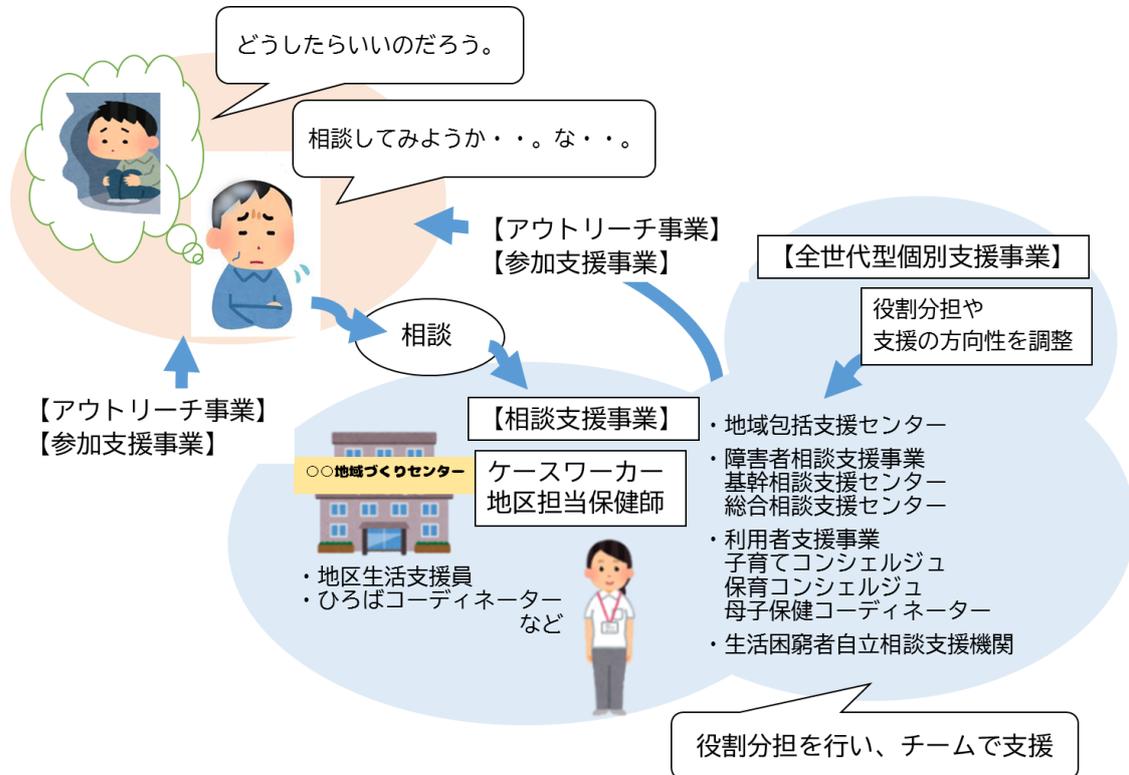
支援事業が相互に重なり合いながら、組織全体がチームとして本人に寄り添い、伴走する支援



I 個々の課題にチームで伴走支援

【相談支援事業】【アウトリーチ事業】

既存分野における体制を活用し、35地区を単位とした初期相談の強化及び既存分野の連携強化により、属性や世代を問わない相談支援体制づくりを進めます。



(1) 35地区を単位とした初期相談体制の強化

地区を担当する保健師、地域包括支援センター職員、地区生活支援員、地区福祉ひろばコーディネーター等が連携を強め、あらゆる健康福祉分野の初期相談に対応できる体制を強化します。

(2) 既存分野がチームで対応

既存分野における体制を活用し、更なる連携を図ることで、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

(3) 必要な支援が届いていない人への伴走支援の強化

長期の引きこもり、セルフネグレクト等で必要な支援が届いていない個人や世帯に対し、寄り添いながらつながり続ける支援を行います。

ア 相談支援機関、地域住民等との連携を通じた情報収集

イ 本人同意を得るための情報収集及び本人と関わるための事前調整

ウ 個人や世帯との関係性の構築

エ 家庭訪問、同行支援

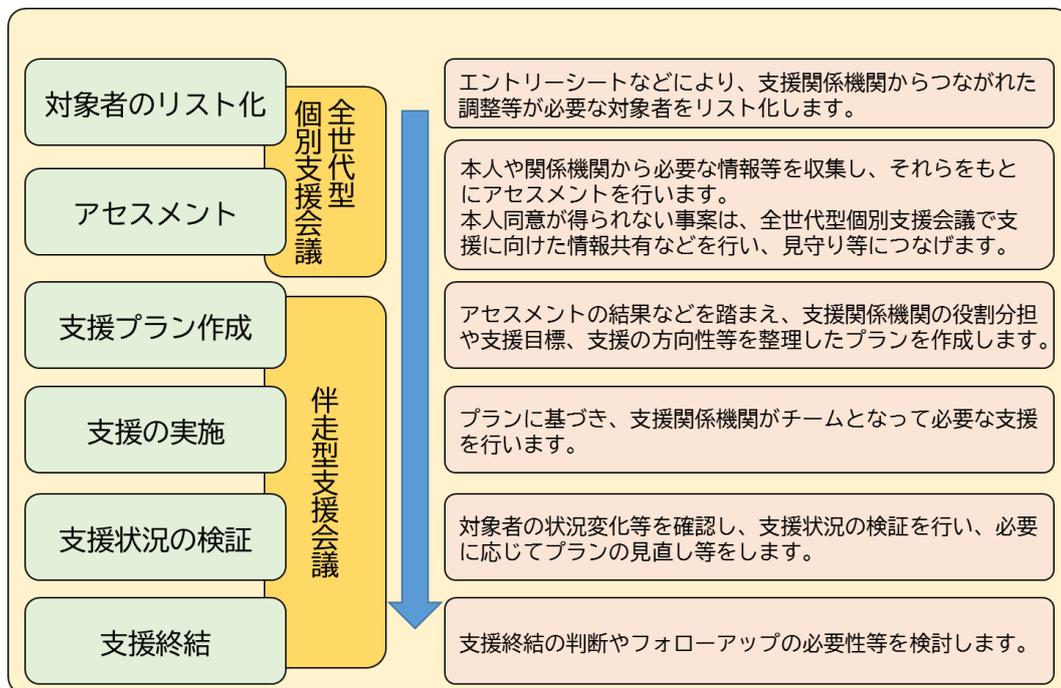
〈松本市社会福祉審議会からの答申等を踏まえたポイント〉

- ・既存分野の職員の果たす役割などを整理します。
- ・関係職員が共通認識を持つための研修などを実施します。
- ・関係職員がお互いに情報共有しながら支援に当たります。
- ・18歳到達時、65歳到達時等公的支援制度が移行するタイミングなどで支援が途切れないよう連携を強化します。
- ・自ら相談ができない方や外部との接触を拒んでいる方など支援が必要な方と継続的な関わりを持つとともに信頼関係を構築するため、直接対面するなど丁寧に働きかけます。

II 狭間の課題などを全世代型個別支援

【全世代型個別支援事業（多機関協働事業）】

狭間にある課題、複雑化・複合化した課題等の把握、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、包括的な支援体制を構築する上で中核を担う役割を果たします。



(1) 伴走型支援会議（重層的支援会議）

包括的な支援体制の構築に当たり、関係機関等による支援が、適切かつ円滑に行われるよう、次の4つの役割を担います。

- ア 支援プランの適切性の協議
- イ 支援状況の検証や評価
- ウ 支援終了の判断
- エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

(2) 全世代型個別支援会議（支援会議）

自ら支援を求めることができない人など、潜在的な相談者に支援を届けることを目的として、事案の情報共有や必要な支援方策の検討などの役割を担います。

〈松本市社会福祉審議会からの答申等を踏まえたポイント〉

- ・相談者を含めた支援会議の開催なども行い、相談者が自己決定できるような支援方法を検討します。
- ・子ども・子育て分野における支援方針の検討に当たっては、子どもの権利を守るという視点を持ち、必要に応じて、教育分野や医療分野とも連携します。

Ⅲ 誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

【参加支援事業】【地域づくりに向けた支援事業】

公的支援や地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

これまで、分野ごとに整備された「通いの場」は、それぞれの属性や世代を主な対象としていますが、今後は、分野を超えたマッチング、地域の企業、商店、農家等を活用した中間就労の場、多世代型・共生型のサロン、地域食堂、コミュニティカフェ等の交流の場、住居確保支援の強化など社会資源の開発について検討します。

(1) 公的支援と地域のインフォーマルな支援との組合せ

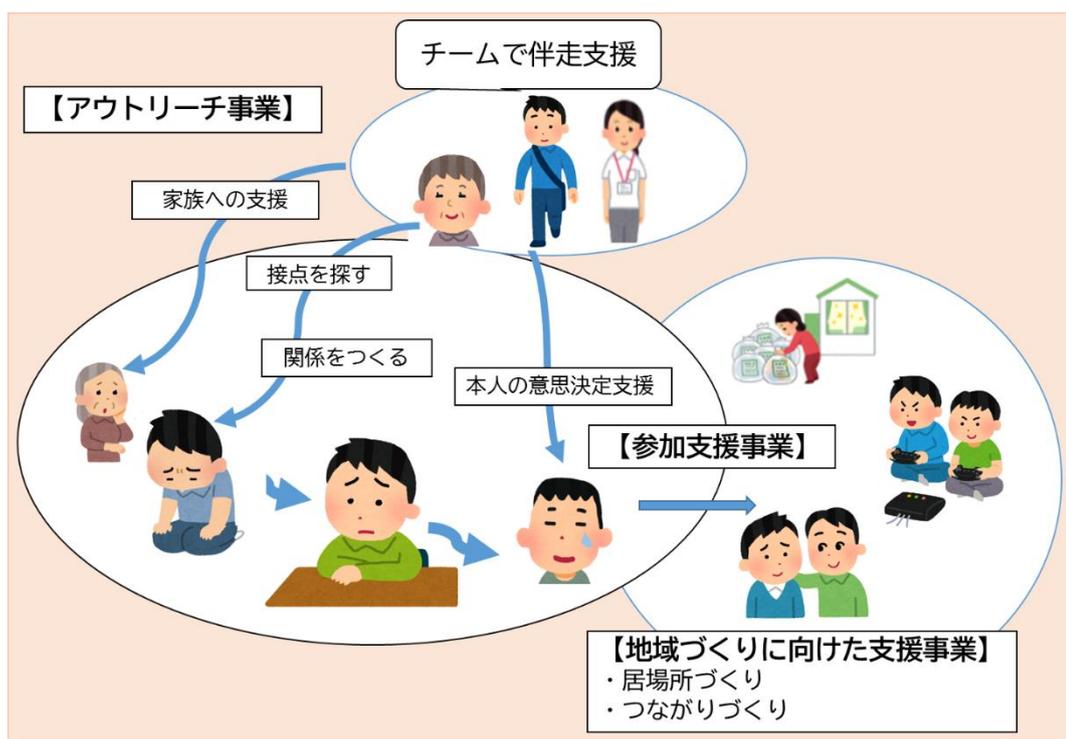
狭間の個別ニーズに対しては、本人の希望等を丁寧に把握し、公的支援と地域における支援とを効果的に組み合わせて対応します。

ア 社会参加に向けた支援メニューの作成

イ 本人の希望及びニーズを踏まえた丁寧なマッチング

(2) フォローアップ

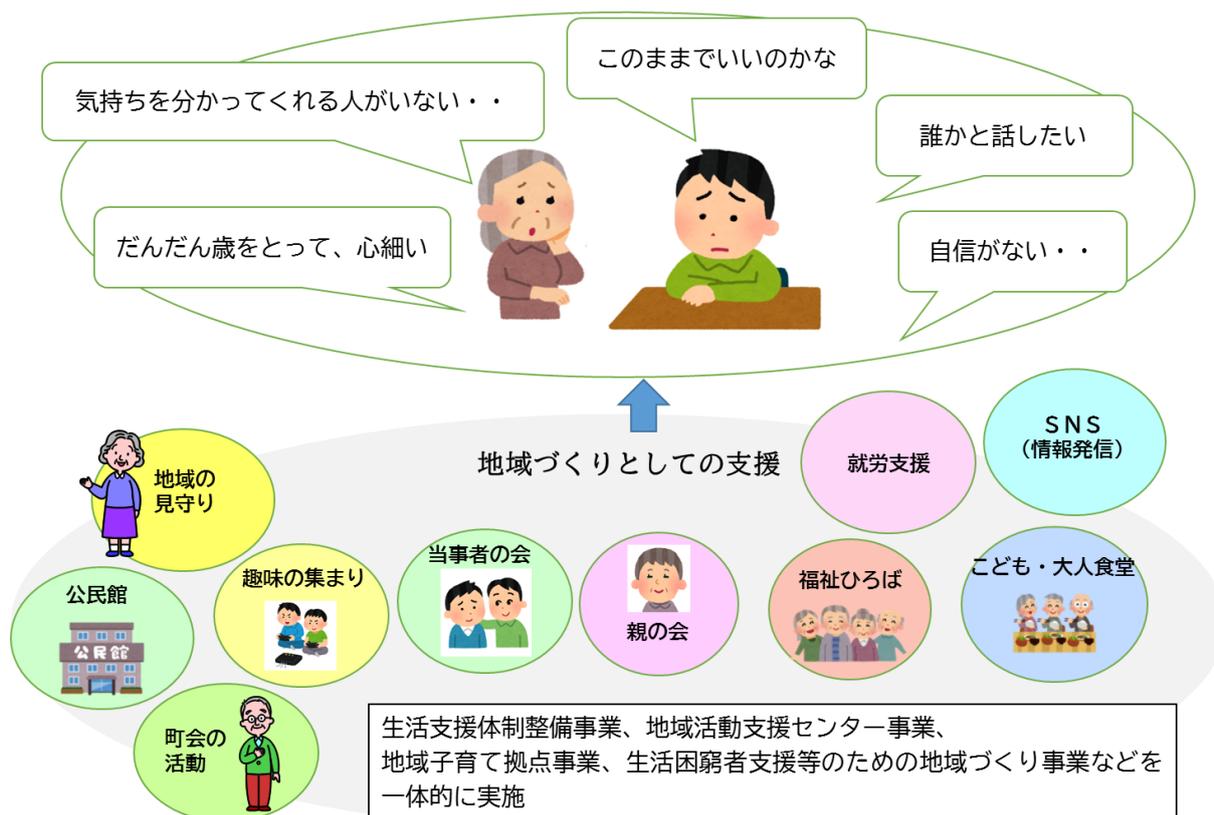
新たな環境への適応、良好な関係性の構築など本人の状態やニーズに沿った支援ができているかフォローアップするほか、受入先の課題等に対するサポートを行います。



(3) 誰もが参加でき、交流できる場づくりの支援

介護、障がい、子ども及び生活困窮の各分野において実施されている既存の取組みを活かしつつ、NPO、社会福祉法人、民間などあらゆる関係機関の参画によって、世代や属性を超えて住民同士が交流できる居場所づくりや人と人とのつながり支え合う関係づくりを支援します。

【地域づくりに向けた支援事業】



〈松本市社会福祉審議会からの答申等を踏まえたポイント〉

特に、次のような視点を持って支援に取り組みます。

- ・小規模な支え合い活動などに対しても支援する仕組み
- ・ICTの活用などにより物理的に人が集まる以外の方法などの検討
- ・活動の参加者や運営者が、活動の必要性や達成感を得られる取組み
- ・子どもも主体的に活動に参画する仕組み

4 計画期間中の主な取り組み

(1) 支援体制の強化

全体研修、ブロック別研修会等を積極的に行い、分野横断的な支援に向けた意識の醸成及び各分野における人材の育成を図り、支援体制を強化します。

(2) 支援が必要な対象者の実態把握

既存分野の相談支援窓口等で調整や対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態を把握し、リスト化します。

(3) 支援会議の設置

各分野のエキスパートによって構成する伴走型支援会議（重層的支援会議）及び全世代型個別支援会議（支援会議）を設置します。

	伴走型支援会議	全世代型個別支援会議
目的	支援を適切かつ円滑に実施するために開催する。	支援が届いていない個々の事例の情報共有や必要な支援体制を検討するため開催する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・支援プランの適切性の協議 ・支援関係者による支援プランの共有 ・支援終了時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる事例の情報提供、情報共有 ・見守りや支援方針の検討 ・緊急性がある事案への対応 等
本人同意	本人同意に基づき開催	会議の構成員に対して守秘義務を設け、本人同意がない事例も必要に応じて開催
構成員	個々の事例に応じたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部署 ・各分野の支援機関 ・福祉サービス提供事業者 ・医療関係機関 ・教育関係機関 ・弁護士、権利擁護関係機関 ・民生委員、地域住民など ・必要に応じて本人 	個々の事例に応じたものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部署 ・各分野の支援機関 ・福祉サービス提供事業者 ・医療関係機関 ・教育関係機関 ・弁護士、権利擁護関係機関 ・民生委員、地域住民など

5 計画期間中の主な検討事項

(1) 適切な事業の実施体制

個別の支援状況把握などを通じて、特定の部署又は関係機関に負担が集中しないよう調整し、適切な事業の実施体制等について検討します。

(2) 社会資源の開発

社会資源の充足状況等を把握し、地域の企業や商店、農家等を活用した中間就労の場、多世代型・共生型のサロン地域食堂、コミュニティカフェなど交流の場、住居確保支援の強化など社会資源の開発について検討します。

6 事業実施機関等

(1) 相談支援事業

ケースワーカー及び地区担当保健師の連携強化 (高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活保護分野など)			
分野	事業	相談機関	担当課等
高齢	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター 基幹包括支援センター	高齢福祉課 西部福祉課
障がい	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター 総合相談支援センター	障がい福祉課 西部福祉課 こども福祉課
子ども・ 子育て	利用者支援事業	母子保健コーディネーター 子育てコンシェルジュ 保育コンシェルジュ	健康づくり課 こども育成課 保育課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	まいさぽ松本 まいさぽとまり木松本	生活福祉課

ア 地域包括支援センターの運営

機関名	担当地区	受託法人	所在地・連絡先
松本市北部地域包括支援センター	岡田、本郷、四賀	社会医療法人財団 慈泉会	松本市岡田 39-2 87-0231
松本市東部地域包括支援センター	第三、入山辺、里山辺	社会福祉法人 JA長野会	松本市里山辺 910-1 うつくしの里内 36-3703
松本市中央地域包括支援センター	第一、第二、東部、中央、白板	社会医療法人財団 慈泉会	松本市本庄 2-10-21 慈泉会第三ビル内 31-0022
松本市中央北地域包括支援センター	城北、安原、城東	社会医療法人 抱生会	松本市元町 3-7-1 ふくふくらいず内 34-8511
松本市中央南地域包括支援センター	庄内、中山	社会福祉法人 恵清会	松本市筑摩 2-31-1-1 55-3320
松本市中央西地域包括支援センター	田川、鎌田	社会医療法人 中信勤労者医療協会	松本市巾上 9-26 38-3310
松本市南東部地域包括支援センター	寿、寿台、内田、松原	社会福祉法人 恵清会	松本市寿中 2-20-1 真寿園内 85-7351

松本市南部地域包括支援センター	松南、芳川	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市双葉 4-16 総合社会福祉センター内 27-5138
松本市南西部地域包括支援センター	神林、笹賀、 今井	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市今井 4820-1 やまびこの里内 50-7858
松本市河西部地域包括支援センター	島内、島立	社会医療法人 中信勤労者医療協会	松本市島内 4970-1 島内公民館内 48-6361
松本市河西部西地域包括支援センター	新村、和田、 梓川	社会福祉法人 松本ハイランド	松本市和田 4693-1 47-0294
松本市西部地域包括支援センター	安曇、奈川、 波田	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市波田 6908-1 波田保健福祉センター内 87-1572

イ 障害者相談支援事業

機関名	受託法人	所在地・連絡先
松本市障がい者 基幹相談支援センター	NPO法人ハートラインまつもと 社会福祉法人信濃友愛会 社会福祉法人アルプス福祉会 NPO法人ケ・セラ	松本市双葉 4-8 なんぷくプラザ内 50-6931
松本市障がい者 総合相談支援センター	社会福祉法人信濃友愛会	
	社会福祉法人中信社会福祉協会	
	社会福祉法人アルプス福祉会	
	NPO法人ケ・セラ	

ウ 利用者支援事業

(ア) 子育てコンシェルジュ

機関名	担当課	所在地・連絡先
こどもプラザ（筑摩）	こども育成課	松本市筑摩 1-13-22 29-3400
小宮こどもプラザ		松本市島内 155-2 47-8310
南郷こどもプラザ		松本市横田 3-23-1 32-6315
波田こどもプラザ		松本市波田 6861 91-3113
（仮称）芳川こどもプラザ		松本市村井町南 2-21-45

※ （仮称）芳川こどもプラザは令和5年7月開設予定

(イ) 保育コンシェルジュ

機関名	担当課	所在地・連絡先
保育コンシェルジュ	保育課	松本市丸の内3-7 33-9856

(ウ) 母子保健コーディネーター

機関名	担当課	所在地・連絡先
母子保健コーディネーター	健康づくり課	松本市丸の内3-7 34-3217

エ 生活困窮者自立相談支援事業

機関名	受託法人	所在地・連絡先
まいさぼ松本	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	松本市丸の内3-7 34-3041
まいさぼとまり木松本	NPO法人サポートセン ターとまり木	松本市浅間温泉1-21-9 50-6747

(2) 地域づくりに向けた支援事業

分野	実施事業	実施場所	担当課等
高齢	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	35地区	福祉政策課 健康づくり課
障がい	地域活動支援センター事業	市内1カ所	障がい福祉課 こども福祉課
子ども・子育て	地域子育て支援拠点事業	市内5カ所	健康づくり課 こども育成課 保育課
生活困窮	生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	令和5年度 新規事業	生活福祉課
松本市 独自	地区福祉ひろば事業	35地区	地域づくりセンター

ア 地域介護予防活動支援事業

事業名	実施内容
体力づくりサポーター育成事業	身近な場所で継続した運動支援の人材を育成
人材育成講座	生活支援や通いの場を行う人材を育成
自主運動サークル支援事業	いきいき百歳体操サークルの立ち上げ支援を行う

イ 生活支援体制整備事業

実施内容	実施主体等
生活支援コーディネーター (地区生活支援員)	松本市・松本市社会福祉協議会

ウ 地域活動支援センター事業

施設名	所在地
燦・メンタルクラブ	松本市城西1-9-2

エ 地域子育て支援拠点事業

(ア) こどもプラザ

施設名	所在地
こどもプラザ（筑摩）	松本市筑摩 1-13-22
小宮こどもプラザ	松本市島内 155-2
南郷こどもプラザ	松本市横田 3-23-1
波田こどもプラザ	松本市波田 6861
（仮称）芳川こどもプラザ	松本市村井町南 2-21-45

※ （仮称）芳川こどもプラザは令和5年7月開設予定

(イ) つどいの広場

施設名	所在地
あがた児童センター	松本市県 1-3-20
沢村児童センター	松本市沢村 2-6-14-3
寿台児童館	松本市寿台 6-2-10
芳川児童センター	松本市村井町北 1-9-38
南部児童センター	松本市双葉 4-16
菅野児童センター	松本市神林 2663-3
島立児童センター	松本市島立 3298-2
寿児童センター	松本市寿豊丘 1032-3
二子児童センター	松本市笹賀 6071
鎌田児童センター	松本市両島 5-50
山辺児童センター	松本市里山辺 7241-2
岡田児童センター	松本市岡田松岡 513
浅間児童センター	松本市浅間温泉 2-9-2
今井児童センター	松本市今井 1595
中山児童センター	松本市中山 3532-1
高宮児童センター	松本市高宮南 7-40
田川児童センター	松本市渚 1-6-9
新村児童センター	松本市新村 1985-2
四賀支所	松本市会田 1001-1
和田児童センター	松本市和田 2240-28

オ 生活困窮者支援のための地域づくり事業

地域において課題を抱える者の早期発見・早期対処や、生活困窮者、孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを確保するため、生活困窮者を含むあらゆる世代のための居場所づくりなどを行う団体へ補助を行います。

カ 地区福祉ひろば事業

本市では、平成7年から順次、各地区に「地区福祉ひろば」を整備してきました。地区福祉ひろばは、自治・創造型の地域福祉の拠点としての役割を持ち、住民主体により高齢者をはじめとした市民の「通いの場づくり」や「支え合いの関係づくり」を進めてきました。

福祉ひろば名	所在地
第一地区福祉ひろば	松本市中央1丁目18番1号
第二地区福祉ひろば	松本市本庄2丁目3番23号
第三地区福祉ひろば	松本市中央4丁目7番28号
東部地区福祉ひろば	松本市女鳥羽2丁目1番25号
城北地区福祉ひろば	松本市開智2丁目3番39号
中央地区福祉ひろば	松本市大手3丁目8番1号
安原地区福祉ひろば	松本市旭2丁目11番13号
城東地区福祉ひろば	松本市元町2丁目6番5号
白板地区福祉ひろば	松本市城西1丁目4番16号
田川地区福祉ひろば	松本市渚1丁目1番9号
庄内地区福祉ひろば	松本市筑摩1丁目13番22号
鎌田地区福祉ひろば	松本市両島5番50号
松南地区福祉ひろば	松本市双葉4番8号
島内地区福祉ひろば	松本市大字島内4970番地1
中山地区福祉ひろば	松本市大字中山3746番地1
島立地区福祉ひろば	松本市大字島立3427番地1
新村地区福祉ひろば	松本市大字新村2179番地7
和田地区福祉ひろば	松本市大字和田2240番地31
神林地区福祉ひろば	松本市大字神林1557番地の1
笹賀地区福祉ひろば	松本市大字笹賀2929番地
芳川地区福祉ひろば	松本市野溝東2丁目10番1号
(仮称) 芳川地区みなみ福祉ひろば	松本市村井町南2-21-45
寿地区福祉ひろば	松本市大字寿豊丘424番地
寿台地区福祉ひろば	松本市寿台6丁目2番10号
岡田地区福祉ひろば	松本市大字岡田町517番地の1
入山辺地区福祉ひろば	松本市大字入山辺4765番地1
里山辺地区福祉ひろば	松本市大字里山辺2943番地1
今井地区福祉ひろば	松本市大字今井2231番地の4
内田地区福祉ひろば	松本市大字内田2203番地の1
本郷地区福祉ひろば	松本市浅間温泉2丁目9番2号
本郷地区南郷福祉ひろば	松本市横田3丁目23番1号
松原地区福祉ひろば	松本市大字松原39番地1
四賀地区福祉ひろば	松本市会田1001番地1
安曇地区福祉ひろば	松本市安曇88番地1
奈川地区福祉ひろば	松本市奈川3301番地
梓川地区福祉ひろば	松本市梓川梓2288番地3
波田地区福祉ひろば	松本市波田6908番地1

※(仮称) 芳川地区みなみ福祉ひろばは、令和5年7月開設予定

松本市 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業 実施計画

令和5年3月発行

発行 松本市
編集 松本市 健康福祉部 福祉政策課
〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
電話 0263-34-3227 FAX 0263-34-3204
URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>
Mail fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp
